

農産物市場問題の現段階

千 葉 燎 郎

一、問題意識

二、問題の限定

三、独占資本主義のもとでの農民の小商品生産の発展と矛盾

四、独占資本主義のもとでの農産物流通の合理化

(一) 商業資本の機能とその変化

(二) 独占資本による農産物市場の縮制

五、国家独占資本主義における農産物市場政策の展開

(一) 農産物市場政策の意識

(二) 農産物価格政策の諸形態

(三) 農産物輸入政策の役割

六、農産物市場問題の現段階

(一) 農産物市場政策の諸矛盾

(二) 政策の転換と市場再編の方向

(三) 危機における農産物市場問題

一、問題意識

最近、米の過剰などを契機にして、農産物の市場問題が、日本独占資本主義の当面するひとつの問題点として、大きくうかびあがってきていることは周知である。

いったい、こうした事態の生起は、なにを意味するのだろうか。このような農産物の市場問題を、日本独占資本主義における農業問題の一環として、たしかに位置づけ、これを説明することが、われわれの農産物市場論の当面する課題だといえよう。

すなわち、日本の独占資本は、どのようにしてわが国の零細な農民の商品生産を支配、掌握し、自己の再生産の

総行程のなかに組み入れてゆくか。そこどのような矛盾を生じ、その矛盾がどのようにに解決され、また解決されないか。このような独占資本主義下の日本農業分析の基本問題にそくして、(一)まず農産物市場論の対象領域を確定し、(二)ついで対象である農産物市場機構の具体的な発展、展開についてその論理を把握し、(三)その論理をふまえて、とくに国家独占資本主義の現段階における農産物市場政策の本質を解明することが、われわれの農産物市場論の課題となろう。

しかしながら、そのような農産物市場論の全面的な展開をはかることは、いまかならずしも容易ではない。農業問題研究の諸分野のなかでも、農産物市場問題の研究は蓄積がまだ比較的に少ない分野であり、とくに体系的な研究の成果はそれほど多くない現状にある。むろん、それだけに、これまでの研究の諸成果をふまえて体系的に前進させ、当面の課題にこたえることが緊急に要請されることにもなる。

さしあたり、この小稿は、前記のような問題意識にたちながら、これまでの農産物市場論の諸成果⁽¹⁾を筆者なりに整理しあつてみたうえで(二―五節)、これに若干の論点をつけくわえ(六節)、今後ひきつづき農産物市場論を展開するための覚書にしようとするものである。

注(一) 近年の農産物市場論は、いまマルクス経済学の分野にかぎってみれば、大別してつぎの二つの系譜にわけられよう。

そのひとつは、美土路達雄氏を中心とする市場組織論・構造論的なアプローチである。それは、資本イニシアによる農産物市場編制、(これが美土路氏による独自の用語であるが、本稿でもこれを継承する)の発展、展開を具体的に分析するもので、この諸形態を段階的に整理し体系化したものに、御園喜博氏の『農産物市場論』(一九六六年三月刊)がある。

いまひとつは、川村琢氏を中心とする市場機能論的なアプローチである。商業資本の機能の発展、変化を軸に農産物

市場の展開の論理をとらえようとするもので、最近の成果として『北海道大学農経論叢』第二五集（一九六九年三月刊）に特集された「農産物市場論」の共同研究がある。

本稿ではいちいちことわらないが、これらの諸研究に負うところが大きく、なかでもみぎの二著ならびにつきの諸論稿に多くを学んでいる。

美土路達雄・平井正文「農業をめぐる市場関係と農協・商人資本」（大谷省三編『現代日本農業経済論』、一九六三年一月刊所収）。

川村琢「農産物の市場問題」（斎藤晴造・菅野俊作編『資本主義と農業問題』、一九六七年七月刊所収）。

川村琢「農産物市場」（矢島武・崎浦誠治編『農業経済学大要』、一九六七年八月刊所収）。

二、問題の限定

一般に、資本の蓄積が市場を創出し、市場を拡大することはいうまでもない。

独占資本は、その膨大な蓄積の総過程でたえず市場を拡大し、独占相互の市場関係を発展させると同時に、外圍のすべてをその市場のなかにまきこもうとする。中小の資本はもとより、小自営業者、零細農民もまたその埒外にあることをゆるめられない。しかも、そうした市場関係の発展は、国内にとどまらず国外にまでおよぶのが、独占段階の特徴である。

いま、ここでは問題を農民との関係に限定していえば、そのようにして農民がまきこまれてゆく市場関係の諸局面は、つぎの五つとなろう。

(1) 農産物市場、(2) 農村購買市場、(3) 農村金融市場、(4) 農村労働力市場、(5) 土地市場。

(1) は主として零細な農民の生産物の商品化により、(2) はいま主として独占資本の商品を中心にして、それぞれ形

成されている商品市場である。(3)は、金融資本の支配体制のもとで、農協その他の農村金融機関を中心に構成されている、特殊な商品関係としての貨幣信用の市場である。(4)は、いうまでもなく本来商品ならざる人間の労働能力が、資本と賃労働関係のもとに組みこまれてゆく市場関係であり、(5)も、労働生産物ならざる土地そのものが、資本主義社会で売買の対象とされ、価格をうけとる市場関係である。

これらの市場関係は、もともと発生的には(1)↓(5)の方向に展開したものだといえようが、いまでは、それらが相互に加速的に作用しつつ発展してゆく状況にある。

こうした諸市場関係のなかで、諸商品の零細分散的な供給者であり、他方また零細分散的な需要者である農民のあり方と、独占資本がもとめる大規模な市場把握との間には、当然に大きな矛盾が存在する。それは、もともと資本主義の発展過程における農業と工業との不均等な発展が生みだし、独占段階において飛躍的に拡大した矛盾である。そうした矛盾のあらわれが、当面する独占資本主義下の農民をめぐる市場問題にはかならない。

このような市場問題のうち、本稿では問題を(1)の農産物市場の部面に限定し、そこに生ずる矛盾がどのようなものであるのか、その矛盾を独占資本はどのように解決しようとし、また農民はこれにどう対応しようとするのか、さらにそこから矛盾がどのように発展するか、などの諸問題について、できるだけ要約した論述をこころみることにする。

注(2) 現代日本の農民の性格規定は、それ自体ひとつの論点をなすが、筆者は基本的にはこれに小農範疇を適用し、現代日本におけるその特殊の形態と理解する。

三、独占資本主義のもとでの農民の小商品生産の発展と矛盾

いうまでもなく、資本主義の発展とともに、農産物の商品としての需要は、絶対的にはたえず増大し、農産物市場は、それ自体としてきわめて大きなものになってゆく。

農産物市場は、使用価値的にみれば、つぎのような構成をとる。

- (1) 直接的食用消費需要—食料農産物市場
 - (2) 加工用原料需要—原料農産物市場
- | | | |
|----|----|------|
| B | A | |
| 繊維 | 食品 | 食料市場 |

このような農産物市場の拡大にともなう、本来自給的な性格のつよかった農民の生産に商品生産が急速に浸透し、農民による小商品生産の形態で農業の商業化が進展し、農産物の商品化が進む。農民による小商品生産の発展のひろがりともかまりは、農村購買市場や金融・労働力・土地市場などの展開、深化とあいまっていつそう加速され、農民層の分解をうながす競争の基盤を拡大する。

他方、食料および加工原料農産物の低廉で安定した供給の増大は、個別資本にとっても、総資本にとっても、蓄積の重要な条件をなす。とくに、労働力の価値の主要な構成要素として、食料の価格は労賃水準をつよく規制する要因である。そのばあい、農民の生業としての小商品生産は、擬制的な意味での「費用価格」(「C」+「V」)水準ないしはそれ以下での農産物供給を可能にするから、資本にとってはさしあたり有利な条件として作用する。

しかしながら、資本主義のもとでの農民経営の生産力発展の相対的な遅れとその低位性は、工業生産物にたいす

る農産物の相対価格をしいに高めるし、また供給の制限や不安定をまぬがれないという矛盾をはらむ。こうした矛盾は、独占段階になって、農産物市場がますます大規模なものになり、他方で農工間の不均等発展が飛躍的に激化することにより、きわめて顕著なものになる。独占資本は、その解決をもとめざるをえない。

こうした矛盾の基本的な解決が、要するに農業生産力の急速な向上による農工間格差縮小の方向にあることはいうまでもなからう。だが、独占資本主義のもとの生産の不均等発展の激化が法則的なものであるかぎり、その基本的な解決は困難といわざるをえない。

すなわち、まず第一に、独占資本主義のもとでは、農工間の不等価交換がいちじるしいものになる。独占の工業製品は価値を上まわる独占価格を形成し、他方、農民の農産物はせいぜい「費用価格」ないしはそれ以下でしか売れない。このような交換関係、市場関係のもとでは、農民経営の大多数は、経営基盤の狭小とあいまって乏しい農業所得しか実現できず、農民経営の上向発展が一般にきわめて困難であることは見易いだろう。

こうして第二に、独占資本主義のもとでは、農業と工業、農業と非農業、農村と都市との間の所得格差がひろがり、大多数の農民が、家計費をまかなうために兼業労働に従事するか、家族の離農・他産業への就業をえらばざるをえなくなる。このような、わが国農民の相対的な所得低下による下向・没落過程が、低賃金労働力の大量作出機構として、日本独占資本の高蓄積の基盤をなす。これが、いわゆる「低米価・低賃金」体系の基礎的メカニズムにほかならない。

しかも第三に、これら下向農民層の多くの部分が、相対的過剰人口の形成のもとで、貧農・半プロ層としてなお農民経営のまま農村に滞留し、零細な土地所有のうえに零細な商品生産を維持することである。そのことがまた、

農産物の価格水準をいつそうひくめる作用をはたすことになる。

このように、独占資本と農民との間の基本的な矛盾⇨収奪関係が、農民経営の生産力の全面的で急速な開花、発展という基本的な方向での問題の解決を根本的に阻んでいるのである。

そこで独占資本は、基本的な解決の困難を避けて、問題の処理を国外からの農産物の安価な輸入に求めることになる。戦前の日本についていえば、朝鮮・台湾・中国大陆などの植民地・半植民地からの米・砂糖・雑穀等の収奪的な輸入がそれである。戦後は、米軍占領下の「援助」輸入をかわきりにして、その後もアメリカの過剰農産物処理政策に従属的にむすびついた大量の食料輸入に依存してきたし、いままたそれをいつそう拡大しようとしていることも周知である。このような輸入に依拠する農産物市場問題の独占資本主義的な処理が、いかに国内農業にどのような矛盾をもたらすかは、戦前の昭和農業恐慌の事態や、最近の米過剰問題をみてもあきらかだろう。

独占資本はまた、国外農産物の輸入の推進と関連して、国内農業の矛盾をある程度緩和するため、その時々必要と条件に応じて一定階層以上の農民層の保護、維持、あるいは育成といった政策を併わせておしすすめる。その主要な施策として、ひとつには各種補助金や金融による資金助成制度がある。いまひとつには、後述するような農産物価格政策による生産者価格の支持あるいは抑制の調整が、その水準設定の如何によつて農民諸階層にたいする一定の所得保障機能をはたす。食糧管理制度による生産者米価水準の設定が、その中心的なものである。

また、戦後の「農地改革」は、わが国小農維持政策のもつとも大規模な施策だった。この改革による自作農地制度と、みぎの食糧管理制度とが、それなりに戦後におけるわが国小農維持政策の二本の柱をなしてきたといえる。だが、最近の農村市場問題をめぐる独占資本と農民の間の矛盾のいちじるしい激化は、こうした食糧制度と農地制

度とをふたつながら根本的に改変しようとするほどの、きわめてドラスティックな政策展開を要求するにいたっている。その点については、また後段でふれるところがある。

一方、こうした農産物市場問題Ⅱ矛盾への農民の側の対応として、生産・販売の専門化と、共同化あるいは集団化、すなわち協同組合の組織化や主産地の形成がそれなりに進められる。また、前記のような一定の小農維持政策のなかで、そうした方向が政策的にも育成される。それによって、生産および流通費用の一定の節減と取引の大量化など一定のメリットが生ずるが、そのことが問題Ⅱ矛盾を基本的に解消するものでないことはいうまでもない。

それゆえ、農産物の価格、輸入、その他の市場問題をめぐって、農民が独占資本とその政策に対決し、自己の要求をかかげて運動Ⅱ闘争を展開することが、必然的なものとなる。近年の農民運動において価格闘争が中心的な課題となり、また最近輸入「自由化」への反対運動がとくに顕著なものになっていることは、それをものがたるといえよう。

四、独占資本主義のもとでの農産物流通の合理化

(一) 商業資本の機能とその変化

本来、零細分散的な農民の生産物を消費（生産的消費を含めて）にまで結びつけるには、そうした流通過程の担当者として、商業資本、もしくはその機能をはたす機関が必要であることはいうまでもない。商業資本がはたすべき機能は、ひとつには商品の価値的側面にかかわる価格実現の機能であり、いまひとつには使用価値的側面にかかわる物的流通の機能である。

資本主義が十分に發展していない段階では、小農民と結びつく流通機能資本は、産業資本のもので流通資本や流通費用の節約のために自立化した近代的な商業資本とちがって、前期的な商人資本の性格を帯びる。こうした商人資本は、農民の生産物に商品化の可能性を与えながらも、前期的な収奪によつて農民の小商品生産の發展をさまたげる。

資本主義が發展し市場が拡大して、農民の小商品生産もそれなりに發達するにつれて、農民は、自己の生産物の「価値」(さしあたり「費用価格」)實現をめざして、商人資本の収奪を排除しようとするようになる。農民は、商人資本に対抗して農産物の共同販売組織(農業協同組合)を結成し、みずからの組織で農産物流通の一部(主として集荷過程)を担当する。⁽³⁾

こうして農業協同組合が發達し、他方、産業資本の支配が全般的に確立するにつれて、農産物流通にたずさわる商人資本も漸次近代的な商業資本に転化せざるをえない。ただし、そのなかでも直接的消費農産物の零細な分散過程では、商人資本の近代化が一般に遅れる傾向がある。

独占段階にはいと、独占資本のもとでは、一般に自立的な商業資本の機能は制限され、商業資本の収縮があらわれる。すなわち、独占的大企業は、管理価格や再販売価格を設定し、あるいは流通機関を系列化することによつて、商業資本独自の価格實現機能および流通機能をいちじるしく制限する。商業資本は、みずからを存続するためにはそれ自体が大型化し、独占化するほかない。そして、独占化する少数のもの以外は、独占資本に従属してたんなる流通機能をはたす手数料商人に転化する。⁽⁴⁾

独占資本は、このようにして流通過程を合理化し、流通段階を短縮、単純化して、流通資本と流通費用をできる

かぎり圧縮することをはかる。しかしながら、独占企業による商業資本の排除は、かならずしも社会的流通費用の節約になるとはかぎらない。現代の独占企業は、たとえばその巨額な広告宣伝費の支出にみられるように、消費者大衆の負担において、莫大な社会的流通費用を空費しているのである。

さて、独占資本主義のもとで、農産物流通にもこうした商業資本の機能の変化があらわれ、合理化が進む。とくに農業協同組合は、もともと平均利潤の獲得に固執しないという性格から、独占資本のもとへの商業資本の従属、手数料商人化の方向に適合するものとして、流通合理化過程に大幅に組みこまれてゆくことになる。こうした形での独占資本による農協の支配掌握は、農村購買市場の編制の側面でもっとも顕著に、もっとも迅速に進み、農協のいわゆる「エージェンツ化」「パイプ化」が、その側面からとくに加速されることは周知だが、いまや農産物流通の側面でも、独占資本による農協の把握は全面的なものになろうとしており、合理化が急速に進捗しつつある。

(二) 独占資本による農産物市場の編制⁽⁵⁾

このような農産物流通の合理化過程は、まず加工資本による原料農産物の市場編制からはじまり、進展する。加工資本は、原料農産物にたいする需要の独占にもとづいて、中間の商業資本を排除し、生産者農民およびその組織団体との直接一括取引をはかり、「特約取引」「契約栽培」等の形態で市場を掌握、支配する。原料生産農民の共同販売組織としての出荷組合や農協等も、こうした市場編制に合理的なものとして組みこまれてゆく。

むしろ、農産物の価格実現機能は、需要の独占によって加工資本に握られ、せいぜい生産農民の「費用価格」水準、むしろしばしばそれ以下の取引価格が設定される。生産農民の共販組織は、一定の条件のもとでは需要独占に

對抗する供給独占の組織となる可能性をもつが、加工資本による生産農民およびその組織にたいする巧妙な分断支配や、共販組織の外側での一部商人活動の存在、原料農産物の輸入等によって、供給独占の機能を有効に發揮できる機会是一般にきわめて少ない。

こうして、加工原料農産物市場では、加工資本のもとに出荷組合や農協等の共販組織が「契約取引」をつうじて編制され、これが拡張、進展して、加工独占による「垂直的統合」の形態が支配的なものになってゆく。

直接食用消費農産物の場合は、都市市場の発達にともなうて、まず卸売商業資本を中心とする市場編制がすすむが、その際、生鮮食料農産物については、需給を前提とした価格実現機能と流通機能とが同時におこなわれる中央卸売市場の形態をとり、保管貯蔵の比較的容易な穀物類などについては、価格実現は商品取引所でおこなわれ、流通機能はそれと分離した形態をとることは知られている。

独占資本主義段階の大都市市場の巨大化は、卸売商業資本をきわめて大規模なものにし、少数の独占化をおしすすめる。たとえば、現在の東京の青果物中央卸売市場についてみても、少数の大手荷受会社が、その大きな市場支配力を背景に全国的に流通情報網を編成し、その中に主要な産地市場を組みこんで、とくに共販組織の全国的な系列化を促進している。また、こうした集荷過程だけでなく、分荷過程においても、地方青果物市場にまで支配編制をおよぼしつつあることは、最近のいわゆる「青果物のUターン現象」として知られるところである。

さらに、大都市市場においては、小売商業もまた大規模化し、独占化をすすめる。百貨店、スーパーマーケットなどが、その顕著な形態である。このような大型化し独占化した小売商業資本が、みずから直接に産地と「契約取引」をおこない、生産者あるいはその共販組織を系列化して、関連農産物市場を直接的に編制掌握する事例も最近

とみにめだっている。⁽⁷⁾

また、独占資本主義の発展とともに、運輸・保管・貯蔵等の機能も大規模化し、このような流通過程に延長された生産過程もまた独占資本の掌握するところとなる。こうした流通施設企業による系列支配も、たとえばコールドチェーンシステムのように、前記の独占化した卸売商業資本あるいは小売商業資本の市場編制と結合しながら進展しようとしている。

こうして、独占資本による価格実現機能および流通機能の支配、掌握は、直接食用消費農産物市場においてもいちじるしく進み、合理化過程が貫徹してゆく。そのような独占資本主義的流通合理化が進展するにつれて、商品取引所のような農産物価格実現の機能場面は、当然に収縮せざるをえない。すでに上場品目の減少等をつうじて、その過程は進行している。⁽⁸⁾

以上にみたとおり、加工原料農産物市場であると直接食用消費農産物市場であるとを問わず、独占化した大規模な加工資本、卸・小売商業資本、流通施設資本等のすべてが、みずからの体質と体格に合わせた大型の市場編制を進めており、商品農産物の生産者である農民は、おもに農協や出荷組合等の共販組織をつうじて、こうした独占資本主義的市場編制のなかにはほとんど全面的に組みこまれつつある。農産物流通にたずさわる小商人や、消費者大衆もまた、こうした市場編制のもとでは全面的に独占資本の支配掌握するところとなる。ことに、最近、もつとも巨大化した商業資本である財閥系をはじめとした総合商社が、農産物市場への進出をしきりにくわだてており、輸入農産物と国内生産物とを総合的に支配運営する巨大な市場編制をおしすすめるにつれて、農産物市場の独占資本主義的編制は、いよいよ全面的かつ高度なものになろうとしている。⁽⁹⁾

こうして、いまや小商品生産者としての農民は、農産物市場をつうじて、ほぼ直接的かつ全面的に独占資本と対向する関係にある。そのような生産農民が、農産物市場における独占資本の需要独占に対抗して、農協などをつうじておこなう共販運動が、一定の積極的な役割をはたしうる可能性をもちながらも、その可能性がきわめてせまい限界内にあることは上述したとおりである。したがって、農民にとっては、そうした集団的活動を強化し、そのメリットを最大限に活用することは重要であるが、同時に、農民組合運動等をつうじて政治的にも発言をつよめることなしには、みずからの利益を守ることができない状況にある。

なお、独占資本主義は、その流通過程を合理化、近代化しながらも、小商人の存在を完全には否定できない面があることも、指摘しておく必要がある。相対的過剰人口の形成が、小農の止揚をさまたげると同様に、流通過程に小商人を存続させる。とくに農産物の流通と結びついて、零細な集荷過程の一部や、零細な最終消費への分散過程に、小商人の存続する余地が多い。これらの小商人層もまた、独占資本による合理化過程とするとく矛盾対立する。

(注3) 農業協同組合の現実的成立条件は、小農民による前期的商人資本の排除という側面に限られるものではない。とくにわが国の場合、地主の介入や、上述した独占段階における小農維持政策の一環としての上からの育成などの諸側面が、きわめて大きな役割をはたしている。こうした具体的な歴史的條件をふまえたうえで、なお農業協同組合の基本的性格は、小生産者協同組合としてとらえられよう。この点については、山田定市「商業資本と協同組合」（前出『北大農経論叢』第二五集所収）、二五～二九頁参照。

(4) 独占段階における商業資本の従属・系列化や、商業独占の形成については、森下二次也『現代商業経済論』（一九六〇年十一月刊）の第一〇章を参照。

(5) 「市場編制」という用語は、注(1)でふれたとおり美土路達雄氏がはじめて使用されたものであるが、氏自身はその

意味内容について十分明確に説明されていない。御園寛博氏がこの用語を継承して、前出『農産物市場論』一三八～一四一頁に詳細な敷えん説明をされている。それによると、「市場編制」とは、生産から消費にいたるまでの流通・市場の組織的な整備構築、その体系化ならびに合理化を意味し、市場Ⅱ流通関係のもとに編制される産地の生産および技術の整備合理化、すなわち「産地編制」をふくむものとされる。そして、こうした「市場編制」が、今日の体制のもとでは、資本（独占資本・国家独占資本主義）の農業と農民の掌握と捕捉のもっとも中心的な核（かなめ・パイプ）になっている、とされている。なお、国家独占資本主義においては、こうした「市場編制」が、制度的な変づけをもって強化されることは、後述するとおりである。

(6) 中央卸売市場における大手荷受会社の独占的支配については、たとえば、津久田一郎「流通『近代化』と中央卸売市場」『経済』第四八号、一九六八年四月）を参照。

(7) スーパーマーケットと産地との直接取引については、たとえば『農業富民』第四二巻第五号（一九七〇年五月号）所収の藤谷繁次「産地の流通バイパス作戦」、大原純一「高知の野菜産地とスーパー攻勢」などを参照。とくに後者は、関西随一の大手スーパー「ダイエー」が、高知の現地スーパーを仲介にして、高知園芸連と野菜売買契約を結んだ（六九年一〇月）事例を具体的に述べている。

(8) 現在、全国六カ所の穀物商品取引所で先物取引の上場品目となっているのは、大豆、小豆、菜豆の一種である大豆^{おそ}亡^ぼ、アメリカ大豆、馬鈴薯澱粉、甘藷澱粉（一カ所だけ）であるが、実際の取引は小豆と大豆亡に集中して、大豆・アメリカ大豆・粟粉は名目だけになってしまっている。石田朗「穀物取引所の発展過程と今日の問題」『農業構造問題研究』第二七号、一九六八年六月、六一頁参照。

(9) 総合商社の農産物市場への進出と独占支配の全面化については、美土路達雄「流通再編と食品値上げの意味」、『経済』第六六号、一九六九年一〇月）、鈴木文喜『七〇年安保と農業・農民・労働者』（一九七〇年一月刊）の第一章などを参照。

五、国家独占資本主義における農産物市場政策の展開

(一) 農産物市場政策の意義

独占資本主義の高度な発達にともなう生産の不均等発展の激化は、再生産構造の均衡的發展をいちじるしく困難にし、恐慌のような再生産構造の攪乱からかつてのように自律的に立ちなれることを、もはやほとんど不可能にする。すなわち、現代社会経済の全面におよぶ独占資本の巨大な支配は、そのような再生産構造の攪乱が、そのまま体制の危機につながるほどの矛盾をはらむのである。世界資本主義の全般的危機のもとで、一九二九年の世界経済恐慌の発生は、そうした矛盾を決定的なものにしたといえる。

もはや独占資本は、全社会経済機構をたえず調整することなしには、みずからの高蓄積過程を持続することができない。かくて、独占資本は、国家機関を掌握して、管理通貨制度にもとづく金融・財政政策を基軸に、社会経済の全面にわたる管理干渉、規制介入ないし統制の諸政策を推進することになる。独占資本主義が必然的にとる国家独占資本主義の形態が、これである。⁽¹⁰⁾

そうした国家独占資本主義の管理・規制は、むしろ農産物市場にもおよび。農産物市場は、資本主義の発展が高度化するにつれて全市場にしめるシェアを低下するが、国民総支出中の飲食費割合はいまなお一八・三%（一九六八年度）をしめ、少なからぬ比重をもつ。しかも農産物（加工品を含めて）が、労働者階級をはじめとする国民大衆の日常消費財であるだけに、需給変動の影響するところが大きい。とくにその価格変動は、ただちに労賃水準に影響する。

そのうえ、農業は生産の不均等発展がもつとも顕著にあらわれる部門であり、それが独占資本と農民との基本的な矛盾のあらわれであるかきり、市場における矛盾もまた容易には解決しがたい。たとえば、米をはじめとする多くの直接食用消費農産物市場の場合のように、従前、独占資本自体が直接にはなかなか掌握しきれず、需給と価格の変動の調整に容易に手をつけなかった部面がある。また逆に、加工農産物市場の場合のように、加工資本の独占支配の強化が矛盾を拡大して、需給の均衡を困難にするという面も生じてくる。大別これら二様の意味で、国家独占資本主義のもとでは、農産物市場にたいする国家の介入・調整の政策が必然化するのである。

このような農産物市場調整政策は、むろん需給の量的安定と価格安定とを目的とするが、その安定は独占資本の要求する低価格水準での安定でなければならない。しかし、一般に低価格水準の設定は供給を制限するから、需給の量的安定とは一定の矛盾を生ずる。この両者の矛盾を調整して、必要と条件に応ずる価格の支持あるいは抑制をおこなうことが、農産物市場政策の主要な内容となる。むろんそれにとまって、需給の量的調整そのものを直接の目的にする市場出回りの量の増加もしくは制限、輸出入の調節などの施策が、必要に応じておこなわれる。

こうして農産物市場政策は、まずさしあたり市場の価格実現機能にかかわる価格政策としてたちあらわれるが、それは同時に価格実現を裏付ける流通機能にかかわるところの市場組織政策をとまうことになる。そこで、農産物価格政策の展開とともに、とくに農協組織の育成、強化、整備が、金融および財政資金を軸に行政的に推進される。いまや系統農協は、市場政策遂行のための行政組織化されており、その側面が、前述した独占資本主義的市場編制の一環としての流通機能面と結合、癒着してあらわれている。これこそまさに、国家独占資本主義的市場編制の基本的形態を示すものにほかならない。

(二) 農産物価格政策の諸形態

以上のように、国家独占資本主義の農産物市場政策の中心は、さしあたりまず価格調整制度と、これを裏付ける市場組織編制とから成っている。その内容を、現在の主要な農産物価格政策の具体例についてみてみよう。⁽¹¹⁾

(1) 食糧管理制度による米の直接統制

日本人の主食として、わが国最大の商品農産物である米の価格が、国民経済に与える意味はきわめて大きい。日本の独占資本主義はその蓄積機構の一装置として「低米価・低賃金」政策を一貫して追求してきた。「米穀法」(一九二一年)、「米穀統制法」(一九三三年)から「食糧管理法」(一九四二年)にいたる一連の法制が、その手段である。

現在、米の流通は「食糧管理法」によって国家管理のもとにおかれ、直接統制が実施されている。米の売買はすべて国家をつうじておこなわれ、価格実現機能も流通機能も国家の手中にある国家独占市場である。

米価は、生産者からの買入れ価格も、消費者への売渡し価格も、政府が直接決定し(管理価格制度)、そのさい両米価がそれぞれ別個の原理で決定される二重価格制がとられている。すなわち、生産者米価は「再生産の確保を旨として」、消費者米価は「家計の安定を旨として」決められるたてまえである。一九五二年の食管法改正で明文化されたこの二重米価条項は、その後六〇年の生産費所得補償方式の採用(それまではパリティ方式)、五四年の家計米価方式の導入(それまではコスト米価方式)となつて実現した。それは、米価にたいする生産者および消費者の要求の一定の反映であると同時に、独占資本が一方では「低米価・低賃金」体系を維持しながら、他方では米の国内供給を確保するために、生産農民にたいして一定の価格水準を保障せざるをえないという矛盾を反映している。

このため、近年の二重米価はいわゆる「逆ざや」を形成しており、この差額の財政負担が、食管会計の「赤字」増加として問題にされていることは周知だろう。それによつて、両米価の「スライド制」とか、「逆ざや」解消のための「コスト

主義」への接近とかの主張が政府・財界（独占資本）につよまり、六四～六八年度の間は消費者米価の連続的な値上げがおこなわれたが、物価問題への批判もあって、六九年度以後は米の過剰化を背景に生産者米価の据えおき、引き下げの方向での問題処理が進められている（付表1参照）。いま米価問題のこのような国家独占資本主義的処理が、生産農民との矛盾をきわめてするどいものにしつつあることはいままでもない。

他方、国家管理のもとでの米の流通組織編制をみれば、流通業務はすべて政府の指定する代行機関によっておこなわれている。集荷は農協（一部は商人）、輸送は日本通運等の運輸独占企業、保管は一部の政府倉庫のほかは農協（産地）・倉庫業者（消費地）、配給は指定卸・小売業者がそれぞれ担当し、一定の手数料を受け取るしくみである。輸入も政府がおこない、業務を指定貿易商社が代行担当する。これらの業務に要する諸経費も、管理行政事務費とあわせて、食管会計で財政的に負担される。

こうした米の国家管理制度が、財政負担問題や生産過剰問題などの諸矛盾（後述）に直面して、いま根本的な改廃をふくむ検討を迫られている。すでに六九年から、米作削減政策とあわせて、米の政府外流通を認める「自主流通米制度」が発足した。こうして部分的にせよ、米の価格表現機能および流通機能が国家管理の外に移され、商業資本の活動場面が成立しつつある。そのことは、上述した独占資本主義的市場編制の進展のなかで、わが国最大の商品農産物である米の市場が、独占化した商業資本＝大商社資本の活動場面となり、そのもとに支配編制される可能性がつよまりつつあることを示す。⁽¹³⁾すでに商社資本は、こうした方向にむけて産地でも活動をはじめていると伝えられる。⁽¹⁴⁾

(2) 食糧管理制度による麦の間接統制

麦類については、すでに一九五二年に、国際的な食料需給の緩和を背景にそれまでの直接統制をはずし、基本的には自由流通にうつしたが、同時に政府による一定価格での無制限買上げ制度を残して今日にいたっている。主として製粉原料に用いられる小麦、ビール醸造原料のビール大麦等、いずれも食管法によってみぎの取り扱いを受けるが、むろん量的には小麦

が多い。

いま小麦は、国内自給率が二〇%（六八年度）に低下し、年間約四〇〇万トンにおよぶ大量の輸入をおこなっているが、この輸入は政府自体がおこない、貿易商社が業務を代行する。政府はこれらの輸入麦、国内買上げ麦を一定価格で製粉資本をはじめとする業者に売り渡すが、この売渡し価格は、国際市場価格に漸次さやよせする方向に引き下げられてゆく傾向にある（付表2）。その点、米の消費者売渡し価格の上昇傾向ときわめて対照的であり、麦輸入の増大を背景にして、製粉企業などの独占資本の利益を本位にした食糧制度の運営がおこなわれていることを端的に示す。

他方、国内産麦の政府買上げ価格はパリティ方式で決定されるから、農業パリティ指数の上昇にともない漸次引き上げられている。このため、一九五六年以降政府買上げ価格と売渡し価格とは逆さやになり、逆さやが拡大している（付表2）。したがって、自由流通が基本とはいえないながら、販売される麦類のほとんど大部分が政府に売られ、それが、一定の財政負担によって加工資本に安く引き渡されるしくみなのである。それにもかかわらず、この財政負担が米の場合のように膨張しないのは、生産費を割るパリティ価格のもとで国内の麦生産が減退し、政府買上げ数量も減少しているからにはかならない（付表3参照）。かくて麦の輸入はますます増大し、財政負担を軽減しながら、加工独占にいつそう安価な原料を供給することになるのである。

(3) 蕎麦系についての安定帯価格制度

蕎麦系の価格変動は、養蚕農民・製糸業者・生糸輸出業者など各方面に影響するところが大きいので、一九五二年以来蕎麦価格安定法による安定帯価格制度が実施されてきた。その基本は、生糸の下限・上限価格と禁止価格を国が定め、市価が下限価格を割るときは政府が買い上げをおこない、上限価格をこえるときは保管生糸の売り渡しや、禁止価格以上の売買の禁止などの措置をとるものである。とくに生糸価格の形成は生糸取引所でおこなわれるところから、取引所での過当投機を規制する措置がとられる。また、こうした生糸の安定帯価格にみあって、繭価にも標準価格と最低価格が設定され、最低価

格維持のためには養蚕団体による乾繭保管などの措置が講ぜられる。

繭糸価格安定法は、その後数回にわたって改正強化され、日本輸出生糸保管株式会社の設立による輸出適格生糸の特別買入れ制（五五年）や、日本蚕繭事業団の設立による乾繭売買・加工販売（五九年）なども実施されたが、これらは六五年の日本蚕糸事業団法成立によって同事業団にひきつがれ、また六九年には政府の糸価安定特別会計も同事業団にうつされて、現在は同事業団が一元的に繭糸価格安定事業をおこなうようになっていく。

ともあれ繭糸価格安定制度は、生糸価格の支持・安定が基本であり、繭価の支持・安定は間接的、二次的なものにすぎない。しかも繭価の最低価格は、平均生産費の六〇％を保証するにすぎず、生糸の標準価格が、原料繭の標準価格に加工費・保管料・金利・利潤をくわえた生産費補償方式によっているのにくらべて、いちじるしく不利になっている。このように、繭糸価格安定制度の加工資本保護的 성격はあきらかである。⁽¹⁶⁾

こうした価格関係のもとに、国内の繭生産は労働力の不足もあいまって停滞的であり、化学繊維の発達による輸出の減退にもかかわらず、国内の生糸需要を満たすことができない。このため最近では生糸の輸入が増加し、六六年以降輸入が輸出を大幅に上まわるようになって、往年のわが国輸出農産物の花形の面影はもはやない。

(4) 国内産澱粉・糖類にたいする最低価格保証制度

一九五三年に制定施行された農産物価格安定法は、いも類（甘藷・馬鈴薯）の加工品（澱粉・ぶどう糖）を対象に、一定の原料基準価格（最低保証価格）で生産者から買い入れた原料で製造した加工品を、必要に応じて政府が製造業者から買い上げることにより、原料いも類の価格を間接的に下支えする制度である。これは、制定当時の国際的な食料需給緩和、ことに砂糖需給の緩和を背景に、当時米・麦につぐ重要農産物であったいも類の価格の安定を図ろうとしたものである。

しかし、政府買い上げの直接対象は加工品であり、その一部分にすぎないから、原料いも類価格全般にたいする影響力は限られたものでしかなく、むしろ最低価格の設定が、そうした低い水準での価格安定をもたらす効果を生みさえる。その

意味で、この制度は製造業者を保護するものではあつても、原料生産者への保護効果は消極的なものとどまる。その後、六三年に砂糖の輸入が自由化され、また輸入とうもろこしを原料にしたコーンスターチの製造がふえるにつれて、いも類澱粉の製造は減少し、原料いも類の生産も減退にむかっている。

同様な最低価格保証制度は、国内産の製糖原料甜菜と甘蔗（さとうきび）にもとられている。まず一九五三年に、前記のような国際的な砂糖需給緩和を背景にして、甜菜生産振興臨時措置法が制定され、最低生産者価格の設定とこれにみあう甜菜糖の政府買い上げが実施された。この時限立法は六三年に失効したので、同年の砂糖輸入自由化を契機に、甜菜・甘蔗およびどう糖をふくむ甘味資源特別措置法が翌六四年に制定され、最低生産者価格にみあう国内産糖類の政府買い上げがこなわれた。これが、さらに翌六五年制定の砂糖価格安定法にひきつがれ、糖価安定事業団による買上げ・売戻し制度となつて現在にいたっている。こうした最低生産者価格制度が、むしろ加工資本にとって有利であることは、前記の澱粉の場合と異ならない。

なお、糖価安定法は、輸入砂糖について上限・下限価格を設定する安定帯価格制度をさだめており、糖価安定事業団による輸入糖の買い上げ・売り戻しをおこなうほか、精製糖業者による不況カルテル行為を認めるなど、總じて精糖・製糖資本にたいする保護的性格がきわめてつよい。その後、砂糖輸入量の増大とうらはらに、国内産糖は停滞している。

(5) 大豆・なたねにたいする交付金制度

おもに油脂原料となる大豆・なたねについては、上記の農産物価格安定法による最低価格保証制度が適用され、市価下落のさいに最低生産者価格での政府買い上げを実施するたてまえになっていたが、実際に発動した例は少ない。ところが、一九六一年に大豆・なたねの輸入を自由化することになり、市価の低落が予想されたため、政府買上げ制をやめて、大豆・なたね交付金暫定措置法による一種の不足払い制度に移行することになった。これは、輸入自由化にとまう市価低落を前提にして、あらかじめ定めた基準価格（保証価格）と生産者の販売価格との差額を、国が交付金として生産者に支払うものであ

る。そのばあい、交付金は予算の範囲内で、系統農協等をつうじて調整販売されたものにかぎって支給されるという限定がある。交付金の財源は、大豆・なたねの輸入業者から、国が一定の課徴金をとってまかなうしくみになっている。

こうした交付金制度が、一方で国内生産者に最低価格の受け取りを保証しながら、他方で大豆・なたねを原料とする加工資本にたいして輸入価格を基礎にした市価での供給を保証するものであって、基本的には加工資本に有利な法制であることはいうまでもなからう。以来、大豆・なたねの国内生産は急激に減退し、市場はほとんど輸入物の占めるところとなっている(大豆の国内自給率は、六〇年度の二八%から六八年度七%に低下)。

(6) 畜産物にたいする価格安定制度

畜産物価格安定法は六一年に制定施行され、豚肉と乳製品を対象に安定帯価格制度を実施している。豚肉については、市場価格が安定基準価格(下限価格)を下まわる場合、畜産振興事業団が基準価格で買い上げ保管し、市場価格が安定上位価格を上まわるさいには、保管枝肉を放出するとか、また緊急輸入をおこなうなどの措置をとる。乳製品については、指定乳製品(バター・脱脂粉乳・全脂および脱脂加糖煉乳)についてそれぞれ安定下位・上位価格を定め、市価が下限価格を下まわるさいに、原料乳を安定基準価格で買い入れることを条件に畜産振興事業団が買い上げをおこない、上限価格をこえるさいに保管乳製品の放出や緊急輸入をおこなうものである。

その後、加工原料乳については原料乳生産者補給金等暫定措置法が六五年に制定され、翌六六年から不足払い制度が実施されている。これは、保証価格と基準取引価格との差額を原料乳生産者に補給するもので、各道府県ごとに指定された生産者団体をつうじて販売されたものに、予算の範囲内で交付される。交付金財源は、国庫支出および畜産振興事業団の乳製品輸入差益金によつてまかなわれる。このような原料乳の不足払い制度および乳製品の価格安定制度が、乳業メーカーにとつてきわめて有利なものであることはいうまでもなく、ことに不足払い制は、交付金をつうじて生産者組織を乳業資本のものと編制する、国家独占資本主義的市場編制の典型的な形態を示している。⁽¹⁸⁾

なお、畜産物価格安定法は六四年に鶏卵も対象にくわえ、安定下位価格を設定して生産者団体（全販連）による自主調整保管を実施することになった。また、翌六五年には全国鶏卵価格安定基金が生産者団体と畜産振興事業団の出資で設立され、卵価低落のさいの安値補填事業を実施している。こうした安定基金制度による価格補填事業は子豚についても六四年から実施されており、府県・生産者団体・畜産振興事業団の出資によって、市場価格が一定の安定帯価格を下まわるときには子豚生産農家に、上まわるときには肥育農家にその差額を補填している。しかしこれらは、いずれも生産者が出荷のさいに一定の積立金をあらかじめ支出しておくもので、それを価格変動のさいに一定割合で取りくずす一種の保険的な制度といえる。

(7) 野菜についての安定基金制度

野菜についての価格安定基金制度は、特定産地指定事業を基礎にした生産安定、出荷調整事業などと結びつけられている点が特徴的である。それは、まず六二年にたまねぎを対象に発足し、翌六三年にキャベツをくわえ、その後はくさい（六六年）、一部地域向けのにんじん（六九年）等に対象品目をひろげている。これらの事業は、六六年に野菜生産出荷安定法が制定施行され、それにもとづいて野菜生産出荷安定資金協会が設立されるにおよんで、とくに強化された。出資は国が二分の一、都道府県および会員（生産者団体等）が各四分の一である。

その事業は、特定大消費地向けの指定産地において、生産・出荷計画にもとづいて生産・販売された前記品目の野菜につき、市場価格下落のさいに安値補填をおこなうものである。その補填率は、過去五カ年平均の基準価格を下まわる差額の七〇%だったが、六九年度からはそれが八〇%に引き上げられている。この補填金は、一定の国の交付金による助成のほかは、もともと生産者自身が積み立てた資金から支払われるもので、前記のように一種の保険的な制度にはかならない。しかも、こうした制度によって、指定産地の生産農民は、農協をつうじて特定の大都市市場に結びつけられた生産・出荷調整計画に従属させられ、上述したような大規模化した中央卸売市場の大手商業資本が支配する市場編制に、つよく組みこまれてゆくのである。

およそ以上のような諸制度によって、現在では、国内農業産出額の七〇%をこえる農産物が、国家の価格調整政策による管理・規制のもとにおかれている。これら農産物価格政策の現段階における主な特徴を、つぎに概括しておこう。

第一に、現在の農産物価格政策が、近年の食料消費構造の多様化にともない、その対象範囲をいちじるしくひろげながら、全体として国民大衆の低賃金・低所得水準にみあう食料市場の低価格安定に主眼をおいていることである。それは、日本独占資本主義の蓄積機構の伝統的一装置である「低米価・低賃金」政策の現代的な拡充・強化であり、基本的に低水準の供給価格を生産農民に強制するものになっている。そのことが同時に、農村からの低賃金労働力の大量作出装置ともなっていることは、もはやいうまでもないだろう。

第二に、現在の農産物価格政策が、低価格での市場安定とあいまって、関連個別資本の農産物市場にたいする支配掌握をたすけ、独占資本による市場編制をうながしていることである。それはまず、加工資本の原料農産物市場にたいする支配掌握のいちじるしい拡大・強化と結びついて進展している。麦類、繭糸、澱粉・糖類、大豆・なたね、原料乳・乳製品にかんする価格調整制度が、これに該当する。またそうした政策展開は、従来独占資本の直接掌握が比較的遅れていた直接食用消費農産物市場の部面でも最近とくに顕著に進み、独占化した大型商業資本の活動と結びつきながら、すでに食肉・鶏卵・野菜の市場調整をはじめたほか、最大の農産物である米市場の再編にまで着手しようとする段階にある。それは、独占資本が、農産物市場問題を総資本の立場からだけでなく、関連個別資本の立場からも合理化を促進するため、国家の拘束力と財政資金とを運用するものにほかならない。

第三に、現在の農産物価格安定のための諸制度はかなり複雑多様であるが、そのなかにも最近の国家独占資本主

義的な政策運営の合理化が貫徹していることである。従来の価格安定装置は、主として政府自体による買上げ制度だったが、最近では輸入操作と結びつけた不足払い制度や、生産農民自身の積立金を主にした価格補填制度などの登場がめだっている。それにとりもなつて価格安定事業の主体も、各種事業団や基金団体等に重点がうつり、それだけ政府自体の直接的な行財政負担を軽減するものになっている。同時に、こうした政策運営機構のなかに、系統農協を中心とする生産者団体をいっそう大幅に組み込むことによつて、独占資本による市場掌握と表裏一体の関係で、生産農民にたいする組織的な支配編制を一段とつよめている点もみのがせない。

第四に、最近の農産物価格政策が、農産物の大量輸入を背景に、輸入操作をつうじておおむね供給過剰の状態をつくりだし、そのもとで国内食料市場の低価格安定をつよめていることである。当面する米の過剰問題にしても、そうした側面をみのがすことはできない。農産物の輸入政策については、次項でさらに述べることにしよう。

(三) 農産物輸入政策の役割

すでにみたとおり、国家独占資本主義の農産物市場調整政策において、農産物の輸入政策がきわめて重要な役割をはたすことはあきらかである。もともと日本独占資本主義の「低米価・低賃金」政策は、戦前は植民地・半植民地からの一定量の食料輸入に依拠して維持されていたし、これらの植民地・半植民地を失った戦後は、米軍占領下の「援助」輸入をかわきりに、アメリカへの従属依存的な食料輸入政策をよりどころにおしすすめられている。したがって、アメリカの過剰農産物処理政策がわが国の農産物輸入をとくにいちじるしく拡大し、しかも最近の欧米における農産物の全般的な過剰化傾向が、こうした方向をいっそう促進する条件にあることはみのがせない。

こうして、国内の農業生産および市場をめぐる矛盾をますます激化させながら、農産物の輸入依存度はいよいよたかめられている。すでに、わが国農産物市場の輸入依存率は全体で二〇%に達しており、なかでも、大豆・小麦・飼料用雑穀類などの主要穀物類の輸入依存度がきわめて高い。これらがいずれも、アメリカにおける過剰農産物の中心的な品目であることは明白だろう。そして、このような大量の農産物輸入の政策的操作が、前述した価格調整政策を推進するさいの重要な要素として、わが国農産物市場の低価格安定に決定的ともいえる役割をはたしているのである。

そのうえ、農産物の輸入政策は、国内市場の需給および価格の調整に不可欠であるだけではなく、いま一方で、貿易収支の調整、国外市場の開発、対外「協力・援助」等の貿易・外交政策とも密接な関連をもつ。最近、わが国からの工業製品の輸出が好調な伸びを示し、外貨保有高をいちじるしく増しているところから、輸出にみあう輸入の拡大がつよく要求されている。そのさいわが国は、高度に発達した工業国として、輸入品目は原料および食料などのいわゆる一次産品を主にせざるをえない。いま、残存輸入制限の撤廃、なかでも農産物の輸入自由化がきわめてつよく要請されているのは、こうした事情による。

また、アメリカのドル防衛政策への協力や、これと結びついたアジア諸地域への「援助」強化等の施策も、アメリカおよびアジア諸地域からの農産物輸入の増大をもたらす。さらに、それらと結びついた日本独占資本のアジア諸地域への進出は、いわゆる「開発輸入」方式による農産物の輸入を今後ますます増加させるだろう。⁽¹⁹⁾

このように、最近の農産物輸入政策は、国内農産物市場の需給調整という本来の枠をはるかにこえ、日本国家独占資本主義の貿易・外交政策全般の利害から決定、運営されている。こうした農産物輸入政策の展開が、わが国に

も農産物の過剰化傾向をもたらし、国内農業をめぐる農民と独占資本との矛盾対立をますますするといふものにしつつある。農産物の輸入自由化政策にたいする農民の反対運動が、かくて必然的なものになり発展する。

注(10)

国家独占資本主義の本質規定の問題は、現在の学界における基本的な論点のひとつである。この点について、筆者自身の考えを十分につめていないので、さしあたりきわめて熟さぬ表現にとどめざるをえない。

- (11) 農産物価格政策の諸形態については、白川清「農産物価格政策の政策価格Ⅰ・Ⅱ」『農業総合研究』第一七巻第四号、第一八巻第二号、一九六三年一〇月、一九六四年四月、農林省『農産物価格政策の総合的検討の結果について』(一九六五年六月)などを参照。

- (12) 家計米価方式は、前回の消費者米価決定時点以後の家計費の上昇率を算出し、その上昇率の範囲内で消費者米価の引き上げをきめる方式である。一般に家計費の伸びといっても、物価の上昇に起因する場合もあるから、そういうさいにも消費者米価の値上げを正当化してしまうのが、家計米価方式の欠陥といえよう。

- (13) 自主流通米制度のもとでの事象の発展が意味するものについては、美土路達雄編著『米・その需給と管理制度』(一九六九年五月刊)、三一九～三三二頁参照。また、日本経済新聞商品部編『お米の自由化』(一九七〇年一月刊)が参考になる。

- (14) 同前『お米の自由化』四六～五七頁には、米の自由流通をめざす商社資本の活動が、三菱商事・丸紅飯田・伊藤忠商事・日商岩井などについて具体的に述べられている。

- (15) 現在の麦価と麦作の問題については、富沢久雄「日本の麦とサンフランシスコ体制」(『労働・農民運動』第四三号、一九六九年一〇月)参照。

- (16) 蚕糸業にたいする保護政策とその意義については、御園喜博『蚕糸業の経済構造』(一九六三年一〇月刊)、三六五頁以下参照。

- (17) コーンスターチ製造の増加は、アメリカの「コーンプロダクツ」社などの外資の進入によっていちじるしく進んだ。そのもとでの甘藷生産の減退については、佐藤誠「甘しょ・農業破壊の根源」(前出『労働・農民運動』第四三号所収)を参照。

(18) 原料乳にたいする不足払い制度の意義と役割については、拙稿「畜産経済の構造と問題」(『日本の科学者』第一六号、一九六九年五月)、一七〇—一九頁参照。

(19) わが国農産物輸入の基本動向と問題については、井野隆一「日本農業をめぐる国際関係」(『経済』第五九号、一九六九年三月)、同じく井野「開放体制と日本農業」(一九六九年七月刊)の第二章などを参照。

六、農産物市場問題の現段階

(一) 農産物市場政策の諸矛盾

国家独占資本主義における農産物市場政策の展開は、独占資本による市場編制過程の諸矛盾を調整しながらも、それ自体として新たな矛盾を生むことを避けられない。そうした矛盾のあらわれが、ひとつには当面する米などの過剰問題であり、いまひとつにはそれとも結びついた財政負担の増大問題である。

もともと、農産物市場政策の基軸となる価格調整制度は、それ自体プライスメカニズムを援用しながらも、その作用を多少とも硬直的に制限することとなりたつ。そのことは需給の市場均衡と根本的なところで矛盾するから、価格調整制度のもとで需給均衡を実現させることはきわめてむずかしいばかりか、制度の硬直性はかえって不均衡を助長しかねない。

価格調整制度のもとで、相対的な高価格が維持される生産物部門では生産が持続的に増加し、やがて過剰状態にまで達する可能性をもつ。逆に相対的な低価格が持続される生産部門では生産が減退し、不足状態を生ずる。ことに生業としての農民の小商品生産は、こうした傾向をいつそう促進することになる。最近のわが国農産物市場の状況は、こうした価格調整政策の矛盾をあきらかに露呈しつつあるといえる。

近年、まがりなりにも生産費所得補償方式と限界反収基準方式によって算定されてきた生産者米価水準が、パリティ方式による麦価をはじめその他多くの農産物価格の水準にくらべて、比較的な有利性をもつことはいうまでもない。しかも栽培技術の発達によって土地生産性、労働生産性ともいちじるしく向上した米作部門に、農民の選択が集中していったのは当然である。価格調整政策における政策価格水準の品目間アンバランスが、農業生産の作目間の不均等発展をうながし、米作における生産過剰の可能性を現実のものにしたのである。

最近の牛乳過剰問題にも、同様の事情がみとめられる。不足払い制度のもとで、平均生産費水準にせよ他より有利な生産者価格水準を保証された原料乳生産は、比較有利性の原理によって北海道の農業限界地帯を中心にかなり顕著な増大を示した。それが、国際的な牛乳・乳製品の過剰化傾向を背景にした乳製品輸入の増加とあいまって、過剰問題を顕在化したのである。

現在のわが国の農産物市場では、国内生産の不足はほとんど輸入でカバーされるから、不足問題はあまり顕在化しない。逆に過剰問題は、世界的な農産物の過剰化傾向と、前述した農産物輸入政策のもとでいちじるしく増幅される。米の過剰問題にしても、近年の大量の食料輸入によって激化されている側面を見落とすことはできない。

つぎに、農産物価格調整政策における財政負担の増大問題である。すでにみたとおり、現在の価格調整制度は、多かれ少なかれ国庫支出に依拠して運営されている。二重価格制度にしても、交付金制度にしても、それが生産者にたいする価格支持水準を高め、生産刺激的に効果すればするほど、財政負担の増大をまねく。しかも、独占資本主義のもとで農・工間の不均等発展が激化し、独占価格が市場を支配し、インフレーションが進行するなど、農業生産をとりまく条件が悪化することによって、生産農民にたいする価格支持水準はそれなりに引き上げられなけれ

ばならず、それだけ財政負担も増さざるをえない。

こうした事態に対応して、すでに政府が価格調整制度の運営方式の合理化を進め、行財政負担の軽減をはかりつつあることは上述した。輸入差益金を交付金財源に組みこんだ不足払い制度の採用などは、その典型である。

そのような農産物価格調整政策の合理化の過程で、いま最大の問題が食糧管理制度における無制限買上げ制と二重価格制であることはいうまでもない。そのうち麦については、国内生産の減退で政府買上げ量も減少したため、それほど問題化していないが、米は過剰化するほど生産量、買上げ量が増大し、過剰米の保管経費の増加とあいまって、その財政負担問題が大きくクローズアップされていることは周知である（付表3、4参照）。

それというのも、現在の日本国家独占資本主義が、独占資本のいっそう高テンポの蓄積をうながすため、独占資本にたいするもつと直接的な支持・補強の施策に、ますます多額の国家資金を動員しようとしているからにほかならない。このため、いわゆる公共事業費や軍事費、警察費、対外援助・協力費等の関連国家予算を大幅に増額し、各種財政投融资をさらに増強して、この目的を遂行しようとしている。こうした財政運営によって、一般に民生関係予算の増額は相対的に制約され、その一環として食糧管理経費の節減がよく要求されているのである。

こうしていま、わが国の農産物価格調整制度の中軸となってきた食糧管理制度が、根本的な修正を迫られている。すでに六九年度において、生産者米価をすえおくとともに、米作削減対策に着手し、また「自主流通米制度」を発足させたが、七〇年度には、さらに大規模な米作一割削減対策をおしすすめる一方、政府買上げ数量の制限、あるいは二段米価（政府が必要とする数量をこえる分については買上げ価格を下げるもの）の採用などを検討しつつある。食糧制度の根本的な改廃は、もはや時間の問題になりつつあるといって過言ではない。そのことは、日本の国家独占資本

主義における農産物市場政策の大幅な転換を意味するのである。

(二) 政策の転換と市場再編の方向

以上のような農産物市場政策の矛盾の発展を、さしあたりどのように解決しようとするか。すなわち、米の過剰化と財政負担の縮減要求とに対応して食糧管理方式をどう転換し、これに相応する米の市場編制をどのようにするのか。これが、いま、国家独占資本主義のもとで、わが国農産物市場が当面している中心問題である。このような当面する市場政策の転換と市場再編の方向を、ここで吟味しなければならない。

農産物の過剰問題にたいする処理として、需給の均衡調整のためにプライスメカニズムの導入が強調される。しかし、何らかの価格安定装置なしには不安がともなう。しかも、財政負担は縮減しなければならない。

いま、米の直接統制をやめて自由流通にゆだねながら、しかも市場を掌握・管理して価格実現を調整する機能を、政府にかわってはたしうるものがあるか。それは、すでにみたとおり、さしあたり独占資本を措いてはない。従来米の国家管理市場を、独占資本の管理市場にうつして、独占の管理価格による市場運営を実現することが、その唯一の可能な道である。

食管制度による国家独占市場編制のもとで、米の流通機能の組織体系は、集荷・輸送・配給を一貫して完全に整備されてきた。これを独占的な大商社資本の管理に移行させ、商社独占の市場編制に組みかえることは、もはやそれほど困難ではない。「自主流通米」を契機に、すでに大商社資本が、こうした方向をめざして、産地・消費地で活動を開始していることは上述した。

このような、大商社資本を中軸にした米の市場編制にたいして、むしろ国家による一定の規制介入はおこなわれるだろうが、それはもはや価格実現機能および流通機能にたいして二次的、補足的な役割をはたすものにすぎなくなるだろう。それが、予想されるところの米の間接統制への移行であり、そのもとの米市場のあり方である。直接統制から間接統制へのこうした変化は、従来独占資本が直接には掌握しきれなかった米市場にたいする直接的な掌握の進展を意味するかぎり、むしろ市場の国家独占資本主義的な支配編制が一段と深化することを示すものとい(20)つてよい。

このように、食糧制度をはじめとするこれまでの農産物市場政策の展開は、農産物市場の国家独占資本主義的編制を大幅に進展させて、すでに独占資本による市場管理の全面化を可能にするほどの市場組織体系を基本的に整備している。これをさらに整序・強化する方向に市場政策を推進するならば、独占資本の「垂直的統合」形態による農産物市場管理体系が全面的に編制されうる。いまや、米の間接統制への移行による食糧管理政策の転換は、このような方向への政策展開を意味するのである。

こうして一段と深化する農産物市場の国家独占資本主義的編制は、むしろ上述したような農産物輸入政策の運用によって、いっそう補強される。独占資本は総合商社を中心にして、国内・国外にわたる農産物市場の一貫掌握をおしすすめながら、国際的な農産物過剰とそのもとの国際市場価格を有利に運用するため、ますます農産物輸入を拡大し、輸入農産物・国内生産物を総合的に運営支配する巨大な市場編制をつうじて、莫大な利潤を上げようとはかっている。

このような独占資本本位の市場運営を基本にしながら、これと国内農業生産との矛盾を調整するためには、不足

払い制度を中心にする一定の価格調整政策が講ぜられるだろう。そのことがまた、原料乳の不足払い制にみられるように、国家独占資本主義的な市場組織編制をいつそう強化することになるのである。おおよそ以上が、食糧管理方式の改変を中心とする農産物市場政策の転換と、それによる市場再編の当面の方向と考えられる。

(三) 危機における農産物市場問題

むろん、このような国家独占資本主義のドラスティックな農産物市場再編が、スムーズにすすむわけではない。当面する市場問題のすぐれて独占資本主義的な解決が、大多數の生産農民、小商人および消費者大衆と、独占資本との基本的な矛盾を、さらに深めるものになることはあきらかである。独占利潤を保障する独占価格の市場支配の全面化は、いうまでもなく、不等価交換がいつそう拡大し、つよまることを意味する。これにたいする各階層の反対運動が必然化し、それらが統一して全面的に発展する条件もまた成熟する。

なかでも、生産農民との矛盾がいつそう激化することは自明である。独占資本は、上述のような農産物市場の再編に照応して、これに適合する生産条件そのものの再編、整備を要求する。一九六〇年代をつうじて「基本法農政」が推進してきた構造政策は、第一次の準備段階を経て、いよいよ本格的な実施段階に進む。このため、食糧制度とともに、戦後日本の小農維持政策の二本柱となってきた農地制度もまた、根本的な改変に直面している。併せて、生産調整政策も、米作削減対策をかわきりに強力な展開を開始した。

こうして、国家独占資本主義農政において必然化した構造政策、生産政策が、いまや「総合農政」の名のもとに新たな展開を遂げようとしている。それは、当面する国家独占資本主義の労働力対策、賃金・所得対策の強化の面

からも、きわめてつよく要請されている。

そうした農政展開のなかで、注目されることは、六〇年代における「自立農家」育成の基調が、七〇年代にむけて「集団的生産組織」の育成に基調を転じていることである。独占資本の市場支配のもとでは、農民経営の上向発展が一般的に困難であることはさきに指摘したが、「基本法農政」による「自立農家」育成政策の推進にもかかわらず、その成長は限られたものでしかなかった。いま、前述のような独占資本による市場支配の再編強化、その全面化にあたって、これに照応する国内農業生産体制の合理化を基本的に担うものとしては、そうした「自立農家」層の形成はあまりに微弱であり、それに期待することはできない。もはや、その目的に適合するような「集団的生産組織」を、何らかの形で上からつくりあげる以外に、国内農業生産体制の合理化を達成することはできないというのが、国家独占資本主義の農政担当者における基本的な認識になりつつある。経済審議会の農業問題研究委員会が発表した報告書、『日本農業進歩への道——農業の装置化とシステム化』（一九六九年一月）は、そうした認識をもっとも端的に表明したものにほかならない。⁽²¹⁾

このような事態の進展は、いまや独占資本による農村市場編制が、たんに流通過程にとどまらず、生産過程の組織化にまで進むことを意味する。こうした「集団的生産組織」の基本的な担当主体は、またもや農協である。農協が、これに適合する生産者組織として、従来の流通過程の共同化・集団化からさらに進んで、生産過程の共同化・集団化の担当主体として立ちあらわれる。「集団的生産組織」は、大型の機械・施設を中核にした物的な「装置化」を基軸に、農民の生産労働を組織化する。国家は、資金をはじめとする物的側面と、制度的側面との両面からこれを育成・助長し、当面する国家独占資本主義的農業編制の組織体系にこれを深く組みこんでゆく。

そのことは、むろん、関連個別独占資本による「垂直的統合」が、農協組織をつうじて生産面にまで浸透し、生産・流通を一貫する市場編制が完結することを意味する。これら独占資本は、その巨大な市場占有力を背景にした流通情報網を有力な手段にして、産地における個別生産組織をさらに広く横断的に掌握し、全面的な市場の支配・管理を実現する。もし、このような生産面におよぶ独占資本の「垂直的統合」が完成するならば、農協組織はもはやその下請けの農業生産現業部となり、生産農民はそれとともに組織化されて労働する「事実上の労働者」に転化することになる。⁽²²⁾

むろん、こうした国家独占資本主義的な農業組織編制が、農民の抵抗なしに進むわけではない。事態はおそらくジグザグの道をたどるだろうが、それなりに一定の法則性をもって必然的に進行する。生産農民は、これに対応してみずからの利益を守るために生産面でも自主的な組織化を進めながら、その力を結集して経済的・政治的な対決の運動をつよめてゆくにちがいない。

こうして、以上のような国家独占資本主義の政策展開は、当面の諸矛盾をさしあたり解決しながら、さらに新たな矛盾を拡大再生産してゆくことになる。農・工間の不均等発展はいっそう激化し、そのことが国内市場の相対的な狭隘化をつよめて、国外市場への進出・依存を拡大し、帝国主義的矛盾を發展させる。いまや、蓄積法則に貫徹された日本国家独占資本主義の再生産構造の再編過程は、国内的にも国際的にも危機の深化をいよいよおしすすめてゆく。当面する農産物市場問題もまた、その一表現にほかならない。

注(20)

御園喜博氏は、前掲『農産物市場論』第四章の二において、具体的農産物市場をつぎの五つの類型に分け、この(1)は、

(5)は、類型であると同時に、(1)を原基形態とした農産物市場の具体的發展段階をも意味する(一三六頁)、とされる。

(1) 対零細消費者直接消費費用農産物市場、(2) 対零細資本・小資本農産物市場、(3) 対中・大資本農産物市場、(4) 対独占資本農産物市場、(5) 対国家独占農産物市場。

筆者は、(5)の国家独占市場機構を、農産物市場の最高の発展段階としてとらえるよりも、むしろ、私的独占が直接掌握しきれない場合の補充的な市場機構であるという側面にとらえたい。こうした国家独占市場をつうじて関連私的独占が蓄積をつよめ、やがて直接的な掌握が可能になれば直接掌握するというのが、独占資本の本質であり、国家独占資本主義の意義ではあるまいか、と考える。

なお、こうした国家独占と私的独占との関連づけの問題は、いわば国家独占資本主義の本質にかかわる根本問題であるが、たとえば、池上惇「レーニン帝國主義論における国家独占の位置」(経済理論学会編『経済学と国家・社会主義経済の諸問題』、一九六九年一月刊所収)を参照。そこでは、国家独占が、独占体の競争の手段としてとらえられている。

(2)

「集団的生産組織」の位置づけやとらえ方については、立場によりかなりの幅やニュアンスの差がみとめられる。たとえば、この『日本農業進歩への道』と、その直前にだされた農政審議会の答申「農政推進上留意すべき基本事項について」(一九六九年九月)とでは、「集団的生産組織」のとりあつかいかなりちがう。後者では「自立経営農家を中核として……兼業農家を含める……集団的生産組織を育成する」とし、「集団的生産組織の発展過程において、中核的農家への農地の集積がすみ、経営面積の規模拡大の道が展望される」というように、「自立経営農家が農業の中核的担い手」であって、「集団的生産組織」はさしあたりそれを補充するものとして位置づけられている。

これにたいして前者では、「自立経営はそれ自体、個別経営としてシステムのなかに包括される」が、しかし「システムのなかに包括された……自立経営は必ずしも自己完結的な生産を行なうものではなくなり、自己雇用の原則に対しても規制をうけ……、システムのなかに生き、システムの構成分子としてみずからも拡大発展の可能性を見出していく」ものとされ、「地域の農業に対して一定の拘束力をもつ管制的機構……を中核とした」農業の「システム」そのものに力点がおかれている。

答申が、当面の農政推進上の問題にかんする短期ないし中期の視点にたつのにたいし、前者が昭和六〇(一九八五)年目標のやや長期的視点にたつ研究委員会報告書という性格のものであることを考えれば、両者の力点のちがいは当然

であり、認識の方向に基本的な差があるわけではない。

(22) 唯是康彦氏は、「価格理論と経済組織」(『農業総合研究』第三卷第二号、一九六九年四月)および「産業社会の食糧需給」(『農業経済研究』第四一巻第二号、一九六九年九月)で、近代経済学の立場から農産物の価格政策と産業組織との関連を論じておられるが、その結論として「政府の手に集中した経営管理機能を、もう一度、農家の手へ返還してやること」を主張し、「その場合、二つの方向が想定される」としている。一つは「大規模化する食品流通・加工産業が農業の経営管理機能を掌握して、農家の統合を計る場合」だが、「この場合は……、農家の自主性になお問題が残る」とし、いま一つは「経営管理機能を農家が自主的に統合する場合」で、「特に興味のあるのは協同組合である」とする。そして、このために強化された協同組合が、「産業社会」の農業を担う「新しい未来の組織を提案することになるかもしれない」ことを期待するのである(同前『農経』誌、六九〇七〇頁)。

筆者の主張は、唯是氏のいうみぎの二つの方向が、たしかに対立するものを内包しながらも、今日の体制＝国家独占資本主義のもとでは、それ自体として統合され、食品流通・加工産業の独占資本のもとに、協同組合ぐるみ農家の経営管理機能が編制されてゆく、その可能性のみならず必然性を指摘するところにある。今日の体制のもとで、唯是氏のように、みぎの二つの方向をそのまま対置することは正しくないだろう。

〔後記〕 本稿は、一九六九年一月に開催された総研本支所合同研究会での報告をもとに取りまとめたものである。そのさい、保志研究員の詳細な論点開示をはじめ、討論のなかで多くの研究員から貴重な教示をうけた。記して謝意を表する。教示された点については、本稿の執筆にできるだけとりいれたつもりであるが、なお多くを残している。さらに他日を期したい。

(研究員)

〔以下付表〕

付表 1 国内産米の政府価格（玄米，60kg 1 俵，包装費込み）

（単位：円）

年 次	買 入 れ 価 格	売 渡 し 価 格
1956 (昭31)	3,858 (100.0)	4,028 (100.0)
57 (32)	3,968 (102.9)	4,334 (107.6)
58 (33)	3,960 (102.6)	4,334 (107.6)
59 (34)	3,991 (103.4)	4,342 (107.8)
60 (35)	4,007 (103.9)	4,337 (107.7)
61 (36)	4,262 (110.5)	4,312 (107.1)
62 (37)	4,695 (121.7)	4,827 (119.8)
63 (38)	5,163 (133.8)	4,827 (119.8)
64 (39)	5,685 (147.4)	5,637 (139.9)
65 (40)	6,361 (164.9)	6,067 (150.6)
66 (41)	7,069 (183.2)	6,023 (149.5)
67 (42)	7,725 (200.2)	6,983 (173.4)
68 (43)	8,221 (213.1)	7,536 (187.1)
69 (44)	8,223 (213.1)	7,469 (185.4)

農産物市場問題の現段階

資料：食糧庁『食糧管理統計年報』。

注1) 買入れ価格は各年産のもの，等級は3等。

2) 売渡し価格は各会計年度末（3月末日）時点の価格で，軟質米（北海道・東北・北陸各道県産）3等の価格をとった，硬質米（その他の都府県産）はこれより若干たかい。

3) カッコ内は1956年の価格を100とした指数を示す。

付表 2 国内産小麦の政府価格（玄麦，60kg 1 俵，包装費込み）

（単位：円）

年 次	買 入 れ 価 格	売 渡 し 価 格
1956 (昭31)	2,104 (100.0)	2,075 (100.0)
57 (32)	2,197 (104.4)	2,055 (99.0)
58 (33)	2,196 (104.4)	2,055 (99.0)
59 (34)	2,196 (104.4)	2,024 (97.5)
60 (35)	2,254 (107.1)	2,024 (97.5)
61 (36)	2,394 (113.8)	1,996 (96.2)
62 (37)	2,515 (119.5)	1,971 (95.0)
63 (38)	2,584 (122.8)	1,971 (95.0)
64 (39)	2,702 (128.4)	1,971 (95.0)
65 (40)	2,824 (134.2)	1,971 (95.0)
66 (41)	3,013 (143.2)	1,954 (94.2)
67 (42)	3,145 (149.5)	1,941 (93.5)
68 (43)	3,281 (155.9)	1,941 (93.5)
69 (44)	3,378 (160.6)	1,935 (93.3)

一四

資料：前表に同じ。

注1) 買入れ価格は各年産のもの，銘柄等級は1967年まで2類3等，1968年以降2類2等。

2) 売渡し価格は各年7月（または8月）1日現在，銘柄等級は上記に同じ。

3) カッコ内は1956年の価格を100とした指数。

付表 3 米・麦の政府買入れおよび輸入数量

(単位: 1000トン)

年 次	買 入 れ		輸 入			
	国 内 米	国 内 麦	外 米	外 麦	飼 料 用 麦	外 麦
1956 (昭31)	4,310	1,179	559	3,124	28	
57 (32)	4,623	1,130	432	3,030	171	
58 (33)	5,090	1,223	426	2,783	173	
59 (34)	5,616	1,490	227	2,485	356	
60 (35)	6,139	1,609	219	2,132	496	
61 (36)	6,229	1,535	77	1,863	714	
62 (37)	6,759	1,488	188	1,695	723	
63 (38)	6,862	544	252	2,670	1,071	
64 (39)	6,886	1,036	524	2,647	1,297	
65 (40)	7,203	1,213	1,072	2,686	1,251	
66 (41)	8,064	973	708	3,108	1,493	
67 (42)	9,862	969	350	3,033	1,797	
68 (43)	10,069	1,026	272	2,809	1,774	

資料: 前表に同じ。

注1) 買入れ数量は各年産のもの。輸入数量は各会計年度内に輸入した数量。

2) 国内麦は小麦、大麦、裸麦の3麦合計数量。輸入外麦は小麦、大麦の合計数量。

付表 4 食糧管理特別会計の米・麦各勘定別損益

(単位 億円)

会 計 年 度	国 内 米	国 内 麦	輸 入 食 糧 勘 定			食 糧
	勘 定	勘 定	外 米	外 麦	小 計	合 計
1956 (昭31)	△ 193	△ 70	△ 20	141	121	△ 142
57 (32)	△ 74	△ 79	△ 7	120	113	△ 40
58 (33)	△ 108	△ 91	27	196	223	△ 24
59 (34)	△ 192	△ 133	21	203	224	△ 101
60 (35)	△ 281	△ 175	13	180	193	△ 263
61 (36)	△ 504	△ 191	12	132	144	△ 551
62 (37)	△ 529	△ 215	17	118	135	△ 609
63 (38)	△ 886	△ 66	38	155	193	△ 758
64 (39)	△ 1,229	△ 173	70	151	221	△ 1,181
65 (40)	△ 1,335	△ 242	218	177	395	△ 1,182
66 (41)	△ 2,234	△ 225	196	163	359	△ 2,100
67 (42)	△ 2,423	△ 251	69	145	214	△ 2,460
68 (43)	△ 2,683	△ 292	21	176	197	△ 2,778
69 [見込み]	△ 3,564	△ 227	18	231	249	△ 3,542
70 [予 算]	△ 2,963	△ 256	19	174	193	△ 3,026

資料: 前表に同じ。ただし1969、1970年度については農林省編集『農林時報』第29巻第2号(1970年3月)33頁より。

注1) △はマイナスを示す。

2) 食糧特別会計には、このほか農産物等安定、砂糖類(1965年度まで)、輸入飼料などの各勘定がある。